

社会保険事業状況（平成19年3月現在）

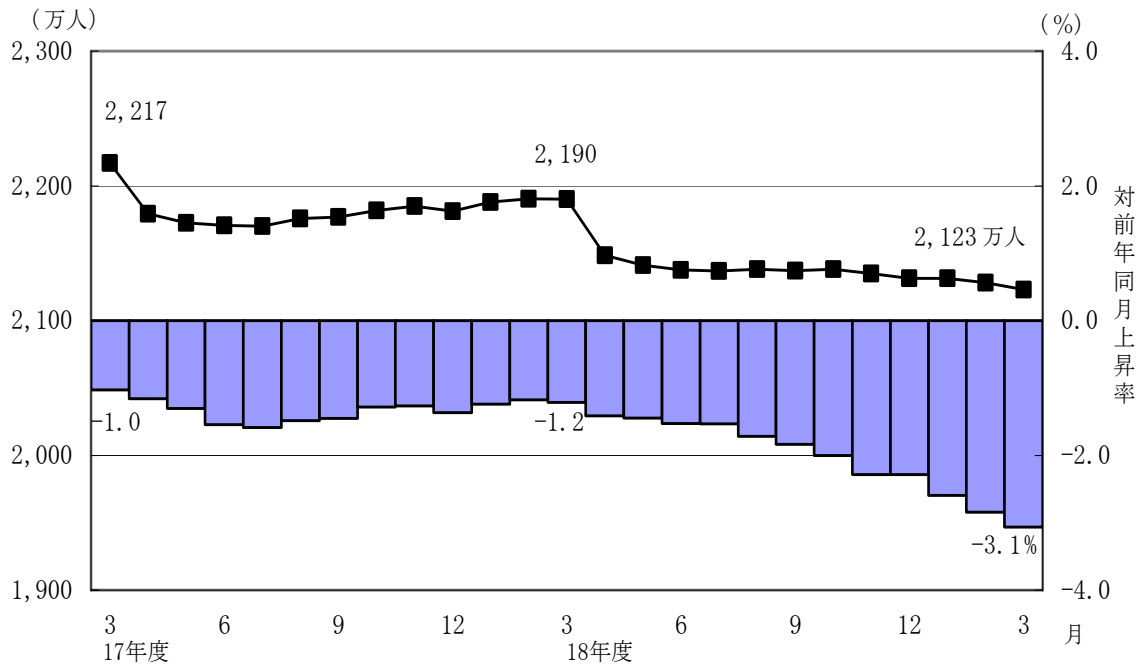
Ⅱ 年金保険

1. 総括

(1) 適用状況

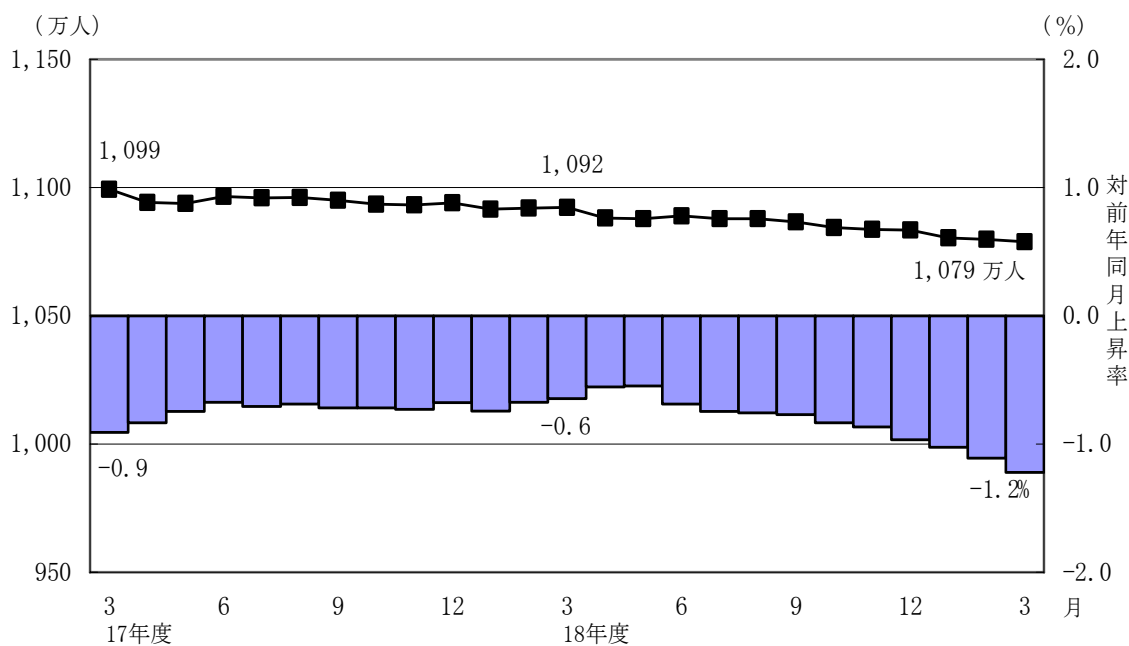
平成19年3月末現在の国民年金の被保険者数は、第1号被保険者が2,091万人（対前年同月比67万人、3.1%減）、任意加入被保険者が32万人、第2号被保険者（厚生年金保険のみ）が3,379万人、第3号被保険者が1,079万人（対前年同月比13万人、1.2%減）で、これらを合計すると6,581万人である。このほか共済組合（旧共済分を除く。以下同じ。）の加入者数は平成18年3月末現在で460万人である。

図Ⅱ－1 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



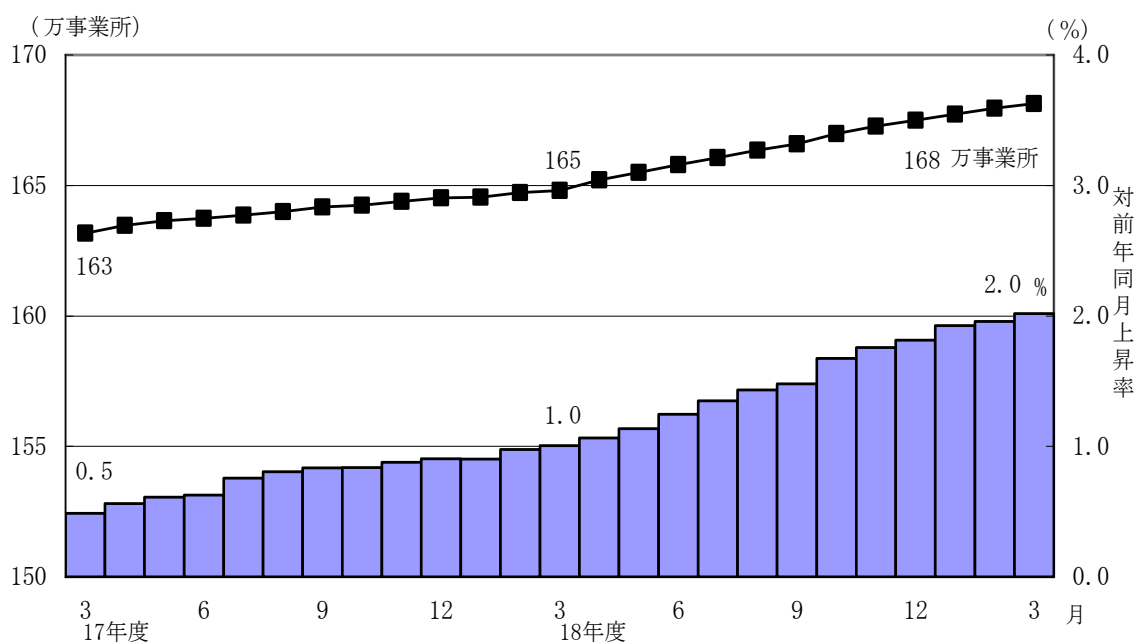
注) 不適正事案の影響を排除していない数値を含む。（平成18年3月末を除く）

図Ⅱ－２ 国民年金第3号被保険者数の推移

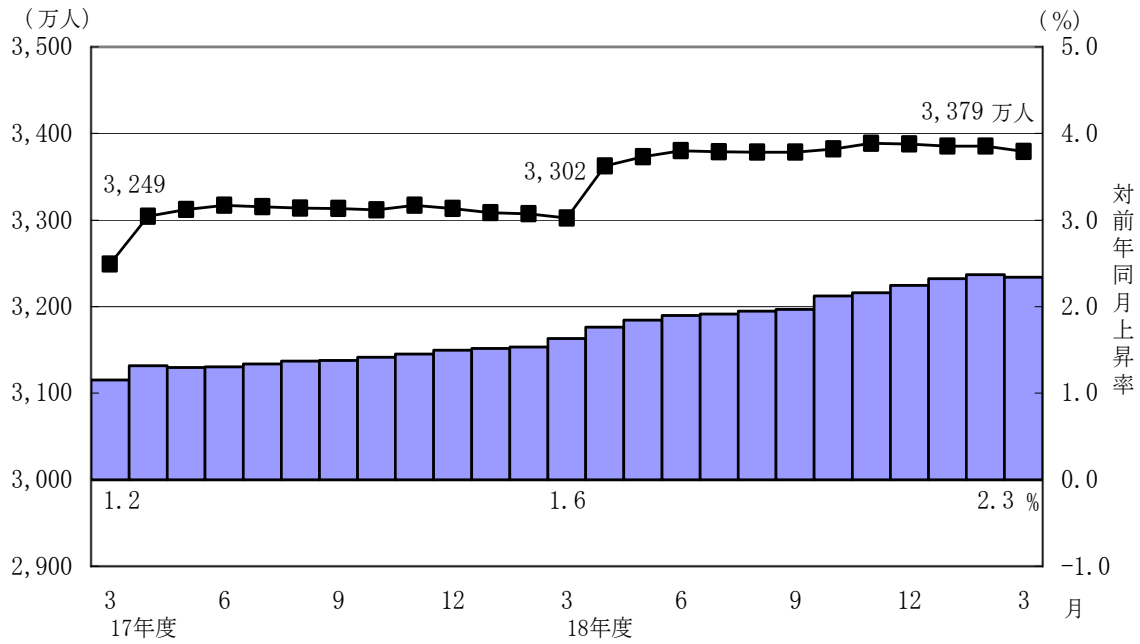


平成19年3月末現在の厚生年金保険の適用事業所数（船舶所有者数は含まない。）は168万事業所で、前年同月に比べて3万事業所増加しており、船舶所有者数は5,279で前年同月に比べて105減少している。また、厚生年金保険の被保険者数は3,379万人となっており、前年同月に比べて77万人（2.3%）増加している。その内訳をみると、一般男子が2,208万人、女子が1,166万人、坑内員が1千人、船員が6万人である。

図Ⅱ－３ 厚生年金保険適用事業所数の推移



図Ⅱ－４ 厚生年金保険被保険者数の推移



第Ⅱ－１表 制度別適用状況

(平成19年3月末)

	被保険者数		標準報酬月額平均 円	対前年同月上昇率 %
	千人	1年間の増減 千人		
厚生年金保険	33,794	772	312,703	△ 0.2
一般男子	22,079	400	357,549	△ 0.2
女子	11,655	373	227,439	0.4
坑内員	1	△ 0	352,678	△ 2.9
任意継続	-	-	-	-
船員	59	△ 1	373,141	0.4
(再掲) 旧共済組合	731	△ 19	349,687	0.1
一般男子	519	△ 17	392,697	0.0
女子	212	△ 3	244,223	1.1
旧J R共済	144	△ 3	411,327	△ 0.1
旧N T T共済	158	△ 8	429,915	0.7
旧J T共済	13	△ 2	428,720	1.0
旧農林共済	416	△ 7	295,423	0.2
国民年金	32,019	△ 804	・	・
第1号被保険者	20,911	△ 663	・	・
任意加入被保険者	320	△ 7	・	・
第3号被保険者	10,789	△ 133	・	・

注1) 船員には、船員任意継続被保険者を含む。

厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額平均（任意継続被保険者を含む。）は31万2,703円（対前年同月比0.2%減）で、船員を除くと31万2,597円（対前年同月比0.2%減）、船員は37万3,141円（対前年同月比0.4%増）である。また、一般男子は35万7,549円（対前年同月比0.2%減）、女子は22万7,439円（対前年同月比0.4%増）、坑内員は35万2,678円（対前年同月比2.9%減）である。なお、毎月勤労統計調査によると、平成19年3月の規模5人以上の事業所が常用労働者にきまって支給する給与の平均は26万9,174円（対前年同月比1.6%減）である。

厚生年金保険のうち旧共済分の適用状況については、適用事業所数は6,508事業所（うち船舶所有者数3）、被保険者数は73万1千人（うち船員127人）に、標準報酬月額平均（船員を除く）は34万9,656円（一般男子39万2,697円、女子24万4,223円）、船員は52万7,874円である。

厚生年金保険のうち、賞与の状況については、適用事業所数は5万事業所、被保険者数は161万人、標準賞与額の平均は23万円。

（2）受給者数

平成19年3月末現在における厚生年金保険（旧共済分を含む。）及び国民年金（老齢福祉年金を除く。）の受給者数の合計は延べ4,901万人（対前年同月比190万人、4.0%増）で、新法厚生年金と基礎年金の重複を除くと3,677万人（対前年同月比88万人、2.4%増）となっている。また、老齢福祉年金受給者数は2万人である。このほか共済組合の受給者数が平成18年3月末現在で355万人となっている。

厚生年金保険の受給者数は2,404万人（旧法厚年分355万人、新法厚年分1,968万人、旧法船保分7万人、旧共済分75万人）で前年同月に比べて89万人（3.8%）増加している。

このうち、老齢給付の受給者数は1,940万人（旧法厚年分274万人、新法厚年分1,605万人、旧法船保分4万2千人、旧共済分57万人）で、うち退職者は1,790万人、在職者は150万人である。また、新法厚年分のうち、特別支給の老齢厚生年金の定額部分（以下「定額部分」という。）も老齢基礎年金も受給していないいわゆる「基礎及び定額なし」は97万人で、定額部分または老齢基礎年金を受給しているいわゆる「基礎または定額あり」は1,508万人である。「基礎または定額あり」のうち、定額部分を支給停止とし（昭和16年4月1日以前生まれのものは「報酬比例部分」も支給停止。）老齢基礎年金を繰り上げるいわゆる「基礎全部繰上げ」は64万人で、定額部分と老齢基礎年金を一体的に繰り上げるいわゆる「基礎一部繰上げ」は16万人となっている。

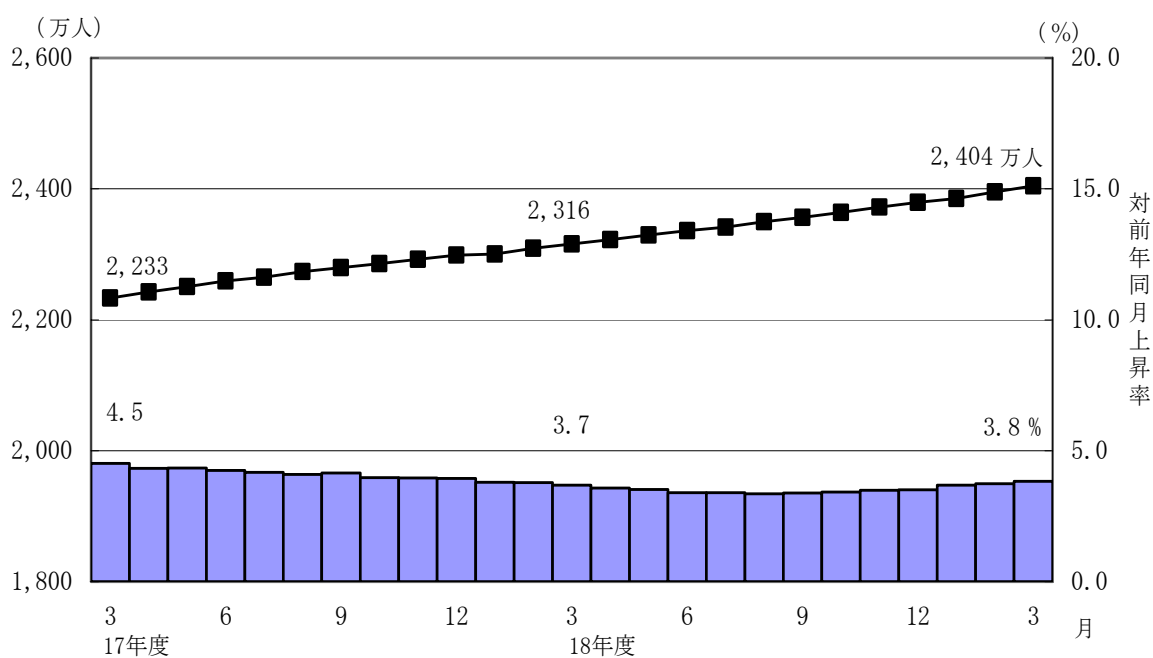
また、障害給付は36万人（旧法厚年分8万人、新法厚年分27万人、旧法船保分2千人、旧共済分6千人）、遺族給付は428万人（旧法厚年分73万人、新法厚年分336万人、旧法船保分2万4千人、旧共済分17万人）である。なお、平成19年3月の老齢年金（老齢相当をいう。

以下同じ。)の新規裁定者数は5万人(旧法厚年分10人、新法厚年分4万5千人、旧法船保分0人、旧共済分が57人)である。

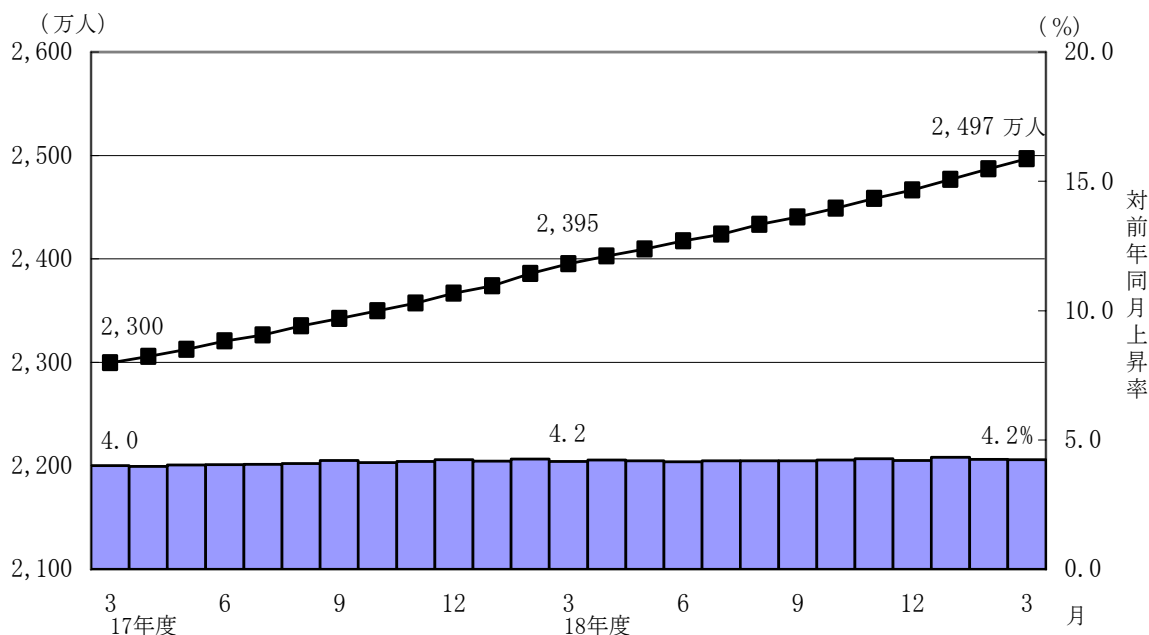
船員保険(新法職務上)受給者数は2,158人である。

国民年金(旧法拠出制年金と基礎年金の計)の受給者数は2,497万人(旧法拠出制426万人、基礎年金2,071万人)で前年同月と比べて101万人(4.2%)増加している。これらのうち老齢給付の受給者(旧法の老齢年金・通算老齢年金及び老齢基礎年金の合計)は2,326万人で、前年同月に比べて95万人(4.3%)増加している。なお、旧法老齢年金受給権者及び厚生年金の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、3月は新規裁定者2万8千人のうち繰上受給権者が6千人となっており、繰上げ受給率は19.6%である。なお、平成17年度新規裁定者の繰上げ受給率は20.9%となっている。

図Ⅱ－5 厚生年金保険受給者数の推移



図Ⅱ－6 国民年金受給者数の推移



第Ⅱ－2表 制度別年金受給者の状況

	平成 18 年 3 月末		平成 19 年 3 月末	
	受給者数	年金総額	受給者数	年金総額
	千人	億円	千人	億円
厚生年金保険計	23,156	240,934	24,043	242,932
旧共済組合除く	22,383	228,744	23,297	231,404
旧法	3,787	44,928	3,547	41,699
新法	18,524	182,308	19,682	188,287
特別支給分	4,498	51,370	4,439	47,906
本来支給分	10,498	94,792	11,508	102,305
繰下げ	81	1,025	101	1,208
船員保険(旧法)	72	1,508	68	1,418
旧共済組合計	773	12,190	746	11,528
旧法	352	7,475	333	7,037
新法	421	4,715	414	4,492
旧JR共済	293	5,974	279	5,635
旧NTT共済	145	2,754	142	2,636
旧JT共済	24	461	23	438
旧農林共済	310	3,001	302	2,818
国民年金計	23,954	150,681	24,968	158,168
旧法拠出制	4,577	18,384	4,257	17,076
新法基礎年金	19,377	132,297	20,711	141,092
基礎のみ	7,375	48,857	7,617	50,511
福祉年金	34	130	24	92
新法船員保険	2,111	44	2,158	45
合計	36,024	292,659	36,891	294,462
旧共済組合除く	35,251	280,481	36,146	282,943

注1) 厚生年金保険の年金総額は、基金代行支給分を含む。

注2) 新法船員保険の受給者数は人単位である。

注3) 受給者数の合計は厚生年金と基礎年金の両方を受給している者を調整した数である。

(3) 年金額

平成19年3月末現在における厚生年金保険、船員保険及び国民年金（老齢福祉年金を除く。）の受給者の年金総額の合計は40兆1千億円（基金代行支給分を除くと38兆9千億円）で、前年同月と比べて9千億円（2.4%）増加している。年金総額の内訳は、厚生年金保険が24兆3千億円（旧法厚年分4兆2千億円、新法厚年分18兆8千億円、旧法船保分1千4百億円、旧共済分1兆2千億円）で、国民年金（旧法拠出制年金と基礎年金の計）が15兆8千億円（旧法拠出制年金が1兆7千億円、基礎年金が14兆1千億円）である。

老齢福祉年金は1百億円である。このほか共済組合の受給権者の年金総額は平成18年3月末現在で6兆6千億円である。

船員保険（新法職務上）の受給者の年金総額は45億円である。

平成19年3月の老齢年金新規裁定者（受給者）の平均年金月額（基金代行分及び併給する基礎年金分を含む。以下同じ。）は、厚生年金保険では6万9,156円（基金代行分を除くと6万1,277円）である。また、国民年金では5万3,048円である。

平成19年3月末現在の老齢年金受給者の平均年金月額は、厚生年金保険では16万5,211円（基金代行分を除くと15万7,061円）であり、この内訳は、旧法厚年分が15万5,746円、新法厚年分が16万6,009円、旧法船保分が23万7,161円、旧共済分が17万5,410円である。また、国民年金では5万3,249円であり、この内訳は、旧法老齢年金が3万9,458円、老齢基礎年金が5万5,222円である。

また、平成10年4月より60歳台前半の老齢厚生年金について雇用保険の給付との調整が行われており、平成10年4月以降に老齢厚生年金の新規裁定が行われた者のうち、退職して失業給付を受けている者は老齢厚生年金が全額支給停止となり、在職して高年齢雇用継続給付を受けている者はその間、賃金との調整による老齢厚生年金の支給停止に加えて、高年齢雇用継続給付との調整により老齢厚生年金が支給停止となる。

平成19年3月末現在における失業給付との調整に該当する受給権者数は4万8千人、支給停止年金総額は479億円であり、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は17万9千人、支給停止年金総額は260億円となっている。

第Ⅱ－１表 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数（件）			支給停止年金総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 18年 10月	48,103	40,210	7,893	50,717,168	48,020,518	2,696,651	87,862	99,520	28,471
11月	49,041	41,332	7,709	50,589,520	48,043,127	2,546,393	85,965	96,864	27,526
12月	50,063	42,635	7,428	51,231,078	48,878,122	2,352,955	85,278	95,536	26,397
平成 19年 1月	49,079	41,814	7,265	49,527,016	47,274,660	2,252,357	84,094	94,216	25,836
2月	47,170	40,455	6,715	47,400,834	45,338,230	2,062,603	83,741	93,392	25,597
3月	48,023	41,264	6,759	47,918,059	45,878,881	2,039,178	83,151	92,653	25,142

	高年齢雇用継続給付								
	件数（件）			支給停止年金総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 18年 10月	173,280	165,400	7,880	26,599,010	25,579,443	1,019,567	12,792	12,888	10,782
11月	174,233	166,452	7,781	26,400,705	25,408,665	992,040	12,627	12,721	10,625
12月	176,096	168,366	7,730	26,457,714	25,485,014	972,701	12,520	12,614	10,486
平成 19年 1月	177,195	169,674	7,521	26,272,537	25,346,622	925,915	12,356	12,449	10,259
2月	177,124	169,833	7,291	25,984,898	25,103,844	881,054	12,225	12,318	10,070
3月	178,975	171,785	7,190	25,964,030	25,112,452	851,578	12,089	12,182	9,870

2. 年金種別受給者数及び年金総額

第Ⅱ－４表、第Ⅱ－５表、第Ⅱ－６表及び第Ⅱ－７表は、平成18年度末（平成19年3月末）現在の厚生年金保険（旧法厚年、旧法船保、新法厚年及び旧三共済）、国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）及び船員保険（新法職務上）の年金種別受給者数及び年金総額を示したものである。

(1) 厚生年金保険

平成18年度末の厚生年金保険の受給者数は2,404万人で、前年度末と比較して89万人(3.8%)増加している。年金総額は24兆2,932億円で、前年度末と比較して1,999億円(0.8%)増加している。

このうち、老齢年金は受給者数が1,123万人、年金総額が17兆4,249億円となっており、前年度末と比較してそれぞれ38万人(3.5%)増、993億円(0.6%)増である。

なお、老齢年金受給者数の厚生年金受給者全体に占める割合は平成18年度末で46.7%であり、平成9年度末(47.8%)より近年低下傾向にあったが、平成14年度末から下げ止まっている。(第Ⅱ－４表、第Ⅱ－５表参照)。

第Ⅱ-4表 厚生年金保険給付状況（受給者数）

年 金 種 別	平成 18 年 3月 末	平成 19 年 3月 末	対前年同月比	
老齡年金 (老齡・退年相当)	旧法厚年	1,659 千人	1,544 千人	△ 7.0 %
	旧法船保	38	35	△ 6.8
	新法厚年	8,671	9,190	6.0
	特別支給分（再掲）	2,614	2,539	△ 2.8
	本来支給分（再掲）	6,016	6,598	9.7
	繰下げ支給分（再掲）	41	52	26.7
	旧共済組合除く計	10,368	10,768	3.9
	旧 J R 共済組合	203	193	△ 5.0
	旧 N T T 共済組合	120	117	△ 2.3
	旧 J T 共済組合	19	18	△ 3.8
	旧農林共済組合	141	137	△ 2.8
	旧共済組合計	483	466	△ 3.7
	計	10,852	11,234	3.5
	通算老齡年金 (通老・通退相当)	旧法厚年	1,285	1,200
旧法船保		8	7	△ 9.0
新法厚年		6,407	6,858	7.1
特別支給分（再掲）		1,885	1,900	0.8
本来支給分（再掲）		4,482	4,910	9.5
繰下げ支給分（再掲）		40	49	23.0
旧共済組合除く計		7,699	8,065	4.7
旧 J R 共済組合		1,114 (人)	1,063 (人)	△ 4.6
旧 N T T 共済組合		1,543 (人)	1,506 (人)	△ 2.4
旧 J T 共済組合		271 (人)	263 (人)	△ 3.0
旧農林共済組合		103,365 (人)	101,498 (人)	△ 1.8
旧共済組合計		106,293 (人)	104,330 (人)	△ 1.8
計		7,805	8,169	4.7
障害年金		旧法厚年	82	77
	旧法船保	2	2	△ 5.2
	新法厚年	263	269	2.4
	旧共済組合除く計	348	349	0.4
	旧 J R 共済組合	1,687 (人)	1,551 (人)	△ 8.1
	旧 N T T 共済組合	1,160 (人)	1,098 (人)	△ 5.3
	旧 J T 共済組合	118 (人)	110 (人)	△ 6.8
	旧農林共済組合	3,942 (人)	3,667 (人)	△ 7.0
	旧共済組合計	6,907 (人)	6,426 (人)	△ 7.0
	計	355	356	0.3
	遺族年金	旧法厚年	690	660
旧法船保		23	22	△ 3.3
新法厚年		3,184	3,365	5.7
旧共済組合除く計		3,897	4,047	3.9
旧 J R 共済組合		87	83	△ 4.3
旧 N T T 共済組合		23	22	△ 3.5
旧 J T 共済組合		5	5	△ 4.4
旧農林共済組合		60	58	△ 3.3
旧共済組合計		175	168	△ 3.8
計		4,072	4,216	3.5
通算遺族年金	旧法厚年	70	66	△ 6.0
	旧法船保	1	1	△ 5.0
	旧共済組合除く計	71	67	△ 5.9
	旧 J R 共済組合	54 (人)	52 (人)	△ 3.7
	旧 N T T 共済組合	19 (人)	18 (人)	△ 5.3
	旧 J T 共済組合	1 (人)	1 (人)	0.0
	旧農林共済組合	1,599 (人)	1,501 (人)	△ 6.1
	旧共済組合計	1,673 (人)	1,572 (人)	△ 6.0
計	73	69	△ 6.0	
合 計	23,156	24,043	3.8	
旧 共 済 組 合 除 く	22,383	23,297	4.1	

第Ⅱ-5表 厚生年金保険給付状況（年金総額）

年 金 種 別	平成 18 年 3月 末	平成 19 年 3月 末	対前年同月比	
老齢年金 (老齢・退年相当)	旧法厚年	31,298 億円	28,849 億円	△ 7.8 %
	旧法船保	1,075	1,001	△ 6.9
	新法厚年	131,291	135,346	3.1
	特別支給分（再掲）	46,063	43,105	△ 6.4
	本来支給分（再掲）	84,336	91,188	8.1
	繰下げ支給分（再掲）	892	1,053	18.0
	旧共済組合除く計	163,664	165,196	0.9
	旧 J R 共済組合	4,724	4,445	△ 5.9
	旧 N T T 共済組合	2,381	2,279	△ 4.3
	旧 J T 共済組合	384	365	△ 4.9
	旧農林共済組合	2,103	1,963	△ 6.7
	旧共済組合計	9,592	9,053	△ 5.6
	計	173,256	174,249	0.6
	通算老齢年金 (通老・通退相当)	旧法厚年	5,250	4,866
旧法船保		30	27	△ 10.0
新法厚年		15,896	16,074	1.1
特別支給分（再掲）		5,307	4,801	△ 9.5
本来支給分（再掲）		10,455	11,117	6.3
繰下げ支給分（再掲）		134	156	16.8
旧共済組合除く計		21,176	20,967	△ 1.0
旧 J R 共済組合		6	5	△ 4.6
旧 N T T 共済組合		12	12	△ 3.3
旧 J T 共済組合		1	1	△ 3.9
旧農林共済組合		311	292	△ 6.2
旧共済組合計		330	310	△ 6.1
計		21,506	21,277	△ 1.1
障害年金		旧法厚年	989	929
	旧法船保	49	47	△ 5.5
	新法厚年	1,897	1,926	1.5
	旧共済組合除く計	2,936	2,901	△ 1.2
	旧 J R 共済組合	26	24	△ 8.6
	旧 N T T 共済組合	17	15	△ 6.9
	旧 J T 共済組合	2	2	△ 9.6
	旧農林共済組合	37	34	△ 8.5
	旧共済組合計	81	74	△ 8.2
	計	3,017	2,976	△ 1.4
遺族年金	旧法厚年	7,206	6,882	△ 4.5
	旧法船保	351	340	△ 3.1
	新法厚年	33,224	34,942	5.2
	旧共済組合除く計	40,781	42,164	3.4
	旧 J R 共済組合	1,218	1,161	△ 4.7
	旧 N T T 共済組合	344	330	△ 4.2
	旧 J T 共済組合	74	70	△ 4.7
	旧農林共済組合	546	526	△ 3.7
	旧共済組合計	2,182	2,087	△ 4.4
	計	42,964	44,251	3.0
通算遺族年金	旧法厚年	184	172	△ 6.1
	旧法船保	4	3	△ 4.7
	旧共済組合除く計	187	176	△ 6.1
	旧 J R 共済組合	11 (百万円)	10 (百万円)	△ 4.6
	旧 N T T 共済組合	9 (百万円)	9 (百万円)	△ 7.1
	旧 J T 共済組合	1 (百万円)	1 (百万円)	△ 0.3
	旧農林共済組合	395 (百万円)	371 (百万円)	△ 6.1
	旧共済組合計	416 (百万円)	390 (百万円)	△ 6.1
計	191	180	△ 6.1	
合 計	240,934	242,932	0.8	
旧 共 済 組 合 除 く	228,744	231,404	1.2	

注) 厚生年金保険の年金総額は、基金代行支給分を含む。

(2) 国民年金

平成18年度末の国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）の受給者は2,497万人で、前年度末と比較して101万人（4.2%）増加している。年金総額は15兆8,168億円で前年度末と比較して7,487億円（5.0%）増加している。

国民年金のうち老齢年金（旧法老齢年金及び老齢基礎年金）の受給者数は2,186万人で、前年度末と比較して103万人（5.0%）増加している。年金総額は13兆9,706億円で前年度末と比較して7,184億円（5.4%）増加している。このうち、老齢基礎年金は、受給者数が1,913万人、12兆6,753億円で前年度末と比較してそれぞれ127万人（7.1%）、8,287億円（7.0%）増である。また、障害基礎年金の受給者数147万人のうち91万人（61.5%）は、法第30条の4（20歳前障害）及び昭和60年改正法附則第25条（従前の障害福祉年金）の該当者である（第Ⅱ－6表参照）。

第Ⅱ－6表 国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）給付状況

年 金 種 別		平成 18 年 3 月 末	平成 19 年 3 月 末	対前年同月比	
受 給 者 数	老 齢 年 金	旧法拠出制	2,972 千人	2,736 千人	△ 8.0 %
		新法基礎年金	17,860	19,128	7.1
		基礎のみ（再掲）	6,104	6,295	3.1
		計	20,832	21,864	5.0
	通算老齢年金	旧法拠出制	1,470	1,391	△ 5.3
	障 害 年 金	旧法拠出制	113	110	△ 2.8
		新法基礎年金	1,405	1,474	4.9
		法第30条、第30条の2、3該当	523	568	8.4
		基礎のみ（再掲）	1,236	1,288	4.3
		法第30条の4、附則第25条該当	882	906	2.8
計	1,518	1,584	4.3		
遺 族 年 金	旧法拠出制	22	20	△ 7.8	
	母子年金	0	0	△ 8.7	
	準母子年金	0 (人)	0 (人)	0.0	
	遺児年金	6 (人)	6 (人)	0.0	
	寡婦年金	22	20	△ 7.8	
	新法基礎年金	112	109	△ 2.5	
	法第37条該当	112	109	△ 2.5	
	基礎のみ（再掲）	35	34	△ 2.9	
	附則第28条該当	0 (人)	0 (人)	0.0	
計	134	130	△ 3.4		
合 計		23,954	24,968	4.2	
年 金	老 齢 年 金	旧法拠出制	14,057 億円	12,954 億円	△ 7.9
		新法基礎年金	118,465	126,753	7.0
		基礎のみ（再掲）	37,365	38,614	3.3
		計	132,523	139,706	5.4
	通算老齢年金	旧法拠出制	3,207	3,044	△ 5.1
	障 害 年 金	旧法拠出制	1,013	981	△ 3.2
		新法基礎年金	12,614	13,157	4.3
		法第30条、第30条の2、3該当	4,620	4,980	7.8
		基礎のみ（再掲）	11,122	11,540	3.8
		法第30条の4、附則第26条該当	7,993	8,177	2.3
計	13,627	14,139	3.8		
総 数	遺 族 年 金	旧法拠出制	107	97	△ 9.3
		母子年金	0	0	△ 8.8
		準母子年金	0	0	0.0
		遺児年金	0	0	△ 0.3
		寡婦年金	106	96	△ 9.3
		新法基礎年金	1,218	1,182	△ 3.0
		法第37条該当	1,218	1,182	△ 3.0
		基礎のみ（再掲）	370	357	△ 3.6
		附則第28条該当	0	0	0.0
計	1,324	1,278	△ 3.5		
合 計		150,681	158,168	5.0	

(3) 船員保険

平成18年度末の船員保険（新法職務上）の受給者数は、2,158人で、前年度末に比べて47人（2.2%）増加している。年金総額は45億円で、前年度末に比べて1億円（3.1%）増加している（第Ⅱ－7表参照）。

第Ⅱ－7表 船員保険（新法職務上）給付状況

年 金 種 別		平成 18 年 3 月末	平成 19 年 3 月末	対前年同月比
受給者数	障害年金	516 人	519 人	0.6 %
	遺族年金	1,595	1,639	2.8
	計	2,111	2,158	2.2
年金総額	障害年金	109,920 万円	112,247 万円	2.1
	遺族年金	325,574	336,622	3.4
	計	435,494	448,870	3.1

3. 国民年金保険料免除者の状況

平成18年度末（平成19年3月末）現在の国民年金第1号被保険者（任意加入は除く）は2,091万人で、このうち保険料の全額免除者数は528万人（法定免除者数114万人、申請免除者（全額）数207万人、学生納付特例者数170万人、若年納付猶予者数37万人）、全額免除率は25.3%である。また、申請免除者（4分の3）数は26万人、免除率は1.3%、申請免除者（半額）数は21万人、免除率は1.0%、申請免除者（4分の1）数は8万人、免除率は0.4%である。

都道府県別に全額免除率の状況を見ると、沖縄県（40.7%）、鹿児島県（36.4%）、高知県（34.9%）、福岡県（34.6%）等が高く、埼玉県（18.7%）、神奈川県（19.0%）、千葉県（19.5%）、東京都（19.5%）等が低くなっている。全額免除率の推移をみると前年度末に比べて、多くの都道府県で全額免除率が増加しているが、特に大分県（1.5ポイント増）、宮城県（1.4ポイント増）、奈良県（1.4ポイント増）等は増加幅が大きい（第Ⅱ－8表参照）。

第Ⅱ-8表 都道府県別全額免除率状況

都道府県	平成 18 年 3 月末 %	平成 19 年 3 月末 %	都道府県	平成 18 年 3 月末 %	平成 19 年 3 月末 %
北海道	32.1	32.2	滋賀県	26.2	25.6
青森県	30.6	31.8	京都府	28.9	29.5
岩手県	26.9	27.4	大阪府	27.4	28.1
宮城県	24.6	26.0	兵庫県	30.0	30.4
秋田県	28.4	29.2	奈良県	29.0	30.4
山形県	22.7	23.8	和歌山県	29.2	30.6
福島県	26.8	27.1	鳥取県	32.6	33.3
茨城県	21.3	21.5	島根県	29.0	29.7
栃木県	21.5	22.7	岡山県	30.7	31.0
群馬県	21.8	22.3	広島県	26.8	26.9
埼玉県	18.3	18.7	山口県	29.4	30.2
千葉県	19.2	19.5	徳島県	32.0	32.4
東京都	18.9	19.5	香川県	29.1	29.5
神奈川県	18.4	19.0	愛媛県	34.3	33.6
新潟県	26.7	25.0	高知県	36.9	34.9
富山県	21.9	22.2	福岡県	35.3	34.6
石川県	22.7	23.9	佐賀県	29.5	30.6
福井県	23.4	23.3	長崎県	29.6	29.7
山梨県	23.4	24.7	熊本県	28.4	27.3
長野県	24.1	23.9	大分県	32.7	34.1
岐阜県	20.3	20.6	宮崎県	30.2	30.8
静岡県	19.9	19.7	鹿児島県	35.9	36.4
愛知県	19.5	19.8	沖縄県	46.0	40.7
三重県	21.3	22.3	合計	24.9	25.3